

答弁書第五〇号

内閣参質一七〇第五〇号

平成二十年十月二十一日

内閣総理大臣 麻生太郎

参議院議長江田五月殿

参議院議員前川清成君提出不動産登記制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員前川清成君提出不動産登記制度に関する質問に対する答弁書

一について

不動産登記制度については、第一百五十九回国会において、不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）を全部改正する新たな不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）が制定される等、適時適切にその改善が図られており、法務省としては、現在のところ不動産登記制度自体に改善すべき事項はないと考えているが、引き続き国民の利便性の向上等を図るための施策を実施してまいりたい。

二について

法務省としては、御指摘のような取引が、お尋ねのように「民間取引においてはほぼ例外なく実施されている」ということは承知していない。

三について

お尋ねの「同時決済に関する紛争等」の意味するところが必ずしも明らかではないが、法務省としては、二についてで述べた取引に関して紛争となつた事案は承知していない。

四について

法務省としては、二についてで述べた取引を行うに当たって、不動産登記制度自体に特段の問題があるとは考えていない。